熊本県公報

第１１３２６号
平成17年10月24日（月）
（毎週　月・水・金発行）

目　次

規　則
○熊本県天草飛行場条例施行規則の一部を改正する規則……（港　湾　課）1
告　示
○生活保護法の規定による医療機関等の指定……（生活保護・援護課）1
○生活保護法の規定による医療機関等の廃止……（　〃　）2
○生活保護法の規定による医療機関等の変更……（　〃　）2
○生活保護法の規定による施術者の指定……（　〃　）3
○字の区域の変更……（市町村総室）3
○　〃　……（　〃　）3
○道路の区域変更……（道路総務課）4
○保安林の指定……（森林保全課）4
○　〃　……（　〃　）4
○　〃　……（　〃　）5
○　〃　……（　〃　）5
公　告
○熊本都市計画道路の変更……（都市計画課）5
○開発行為工事完了公告……（建　築　課）5
○開発行為完了公告……（　〃　）6
登　載　依　頼
○熊本県警察放置駐車違反処理システム用機器の借入れに係る一般競争入札の実施……（熊本県警察本部情報管理課）6
○熊本県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則……（熊本県教育庁総務広報課）8
○熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則……（　〃　）8
○熊本県立教育センターの情報関連機器借入の入札結果…（熊本県教育庁義務教育課）9

規　則

熊本県天草飛行場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年10月24日
熊本県知事　潮　谷　義　子

熊本県規則第78号

熊本県天草飛行場条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県天草飛行場条例施行規則（平成12年熊本県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「午前8時から午後7時まで」を「午前7時40分から午後8時30分まで」に改める。

附　則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

告　示

熊本県告示第1224号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関等を次のように指定した。
平成17年10月24日
熊本県知事　潮　谷　義　子

〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6060102	こくまい耳鼻咽喉科アレルギー科クリニック	国米　秀幸	本渡市船之尾町9-23	平成17年9月1日
6060103	荘田医院	医療法人ひじり	本渡市南町1-27	平成17年8月1日
6880020	春田医院	医療法人社団春田会	上天草市松島町阿村808の6	平成17年8月12日
6200057	しまだこどもクリニック	島田　豊	宇城市松橋町きらら3-2-19	平成17年9月1日

〔歯科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6104030	久保田歯科医院	久保田　悦生	宇土市南段原町31-1	平成17年8月1日
6304003	みかわファミリー歯科	長　繁生	玉名郡三加和町大字板楠字門出7-7	平成17年9月1日
6024038	菊竹歯科	菊竹　茂人	人吉市田町10	平成17年9月12日
6024039	小林脳神経外科	医療法人暁清会	人吉市宝来町1285-5	平成17年9月1日

〔薬局〕

指定番号	薬局名称	開設者	薬局所在地	指定年月日
0000975	おおぞら薬局	有限会社ケイ・アイ	菊池郡合志町幾久富1909-1387	平成17年8月1日
0000976	うしぶか調剤薬局	有限会社同仁	牛深市久玉町5716-17	平成17年9月1日
0000977	エザキ三方堂薬局	有限会社江崎薬局	本渡市志柿町中ノ浦5676-2	平成17年9月1日

熊本県告示第1225号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条の規定により、次の医療機関から廃止の届出があった。

平成17年10月24日

熊本県知事　潮　谷　義　子

〔医科〕

医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
荘田医院	荘田　恭聖	本渡市南町1-27	平成17年8月1日
春田医院	春田　輝	天草郡松島町阿村844-4	平成12年5月31日

〔歯科〕

医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
菊竹歯科	医療法人菊花会	人吉市田町10	平成17年7月1日

〔薬局〕

医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
うしぶか調剤薬局	有限会社ナナ薬局	牛深市久玉町久玉5716-17	平成17年9月1日

熊本県告示第1226号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条の規定により、次の指定医療機関等から変更の届出があった。

平成17年10月24日

熊本県知事　潮　谷　義　子

〔訪問看護〕

医療機関名称	開設者	変更事項		変更年月日
		旧	新	
人吉市医師会訪問看護ステーション	社団法人人吉市医師会	名称		平成17年4月1日
		人吉市医師会老人訪問看護ステーション	人吉市医師会訪問看護ステーション	

熊本県告示第1227号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条の規定により、施術者を次のように指定した。

平成17年10月24日

熊本県知事　潮　谷　義　子

〔施術者〕

指定番号	施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
生熊柔126	築地整骨院	築地　広幸	水俣市栄町2-3-17 栄ビル1F	平成17年9月14日

熊本県告示第1228号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第2号に定める区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨相良村長職務代理者から届出があった。

上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成17年10月24日

熊本県知事　潮　谷　義　子

変更前の大字名	変更前の字名	区域	変更後の大字名	変更後の字名
柳　瀬	九反田	716の1の一部、716の2の一部、718の一部、719の一部及びこれらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部	柳　瀬	中　洲
柳　瀬	中　洲	704の1の一部、704の2の一部、709の2の一部、710の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部、並びに710の1、711の1、711の2に隣接する道路である公有地の全部、字九反田716の2、720の1、720の2の地先の道路である公有地の一部	柳　瀬	九反田
柳　瀬	七　回	586の1、586の2、587の1、587の2、589の1、589の2、590の1、590の2、592、593、594の1、594の2、595から600まで、604から609まで、610の1、610の2、611、612、614から618まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	柳　瀬	中　洲

熊本県告示第1229号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第2号に定める区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨錦町長から届出があった。

上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成17年10月24日

熊本県知事　潮　谷　義　子

変更前の大字	変更前の字	区域	変更後の大字	変更後の字
西	風月野	1947の2、1947の3、1947の5の一部、1947の11の一部、1947の12から1947の16まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	西	畑

西	井手の平	2258の14	西	風月野
西	花の木	2239、2340の1、2341の2及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部並びに2340の5に隣接する水路である公有地の全部	西	井手の平

熊本県告示第1230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成17年10月24日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年10月24日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	389号	天草郡天草町大字下田北字田ノ平956番1地先から同字939番地先まで	前	17.4～35.2	40.0	災補道
			後	20.4～43.0	40.0	

2　区域変更する期日　平成17年10月24日

熊本県告示第1231号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成17年10月24日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　保安林の所在場所　熊本県天草郡御所浦町字ナキ迫1199の1
2　指定の目的　土砂の崩壊の防備
3　指定施業要件
（1）　立木の伐採の方法
ア　主伐は、択伐による。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（2）　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに御所浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1232号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成17年10月24日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　保安林の所在場所　熊本県上天草市松島町合津字堤ノ迫2279、2289、2290
2　指定の目的　土砂の流出の防備
3　指定施業要件
（1）　立木の伐採の方法
ア　次の森林については、主伐は、択伐による。
字堤ノ迫2279、2289・2290（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（2）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 1233 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成 17 年 10 月 24 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　保安林の所在場所　熊本県天草郡苓北町都呂々字涼松 5558 の 1（次の図に示す部分に限る。）

2　指定の目的　土砂の崩壊の防備

3　指定施業要件

（1）　立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 1234 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成 17 年 10 月 24 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　保安林の所在場所　熊本県天草郡河浦町大字今富字水汲川内 2132 の 2、2139、2143、2146、2149、字大杉 2204

2　指定の目的　土砂の流出の防備

3　指定施業要件

（1）　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

字水汲川内 2132 の 2・2146・2149（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに河浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公　告

熊本県公告第 782 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 17 年 10 月 24 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　都市計画の種類

熊本都市計画道路　3・4・64 号熊本駅南線

2　都市計画の図書の写しの縦覧場所

熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第 783 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 17 年 10 月 24 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

本渡市本渡町大字廣瀬字戸崎 960 番 2 の一部、同 996 番 1 の一部、同 996 番 4、同 992 番 1、同 992 番 3 の一部及び 996 番地 1 地先

45,470.50 平方メートル

2　開発許可を受けた者の住所及び氏名

本渡市港町 16 番 13 号
天草石油株式会社

熊本県公告第 784 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 17 年 10 月 24 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡合志町大字豊岡字二町五反 2355 番 5
495.08 平方メートル

2　開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡菊陽町大字津久礼 3566 番地 19（県営武蔵ヶ丘団地 38 棟 20 号）
開　幸信

登載依頼

熊情管公告第 2322 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 17 年 10 月 24 日

熊本県警察本部長　樋　口　眞　人

1　競争入札に付する事項
（1）借入物品及び数量
熊本県警察放置駐車違反処理システム用機器　一式
（2）借入物品の規格及び品質等
入札説明書及び要求仕様書による。
（3）借入期間
平成 18 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日まで
（4）納入期限
平成 17 年 12 月 26 日（月）
（5）納入場所
熊本県警察本部交通指導課
（6）入札方法
ア　入札金額は、賃借料 1 月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60 月賃借料率で計算すること。
イ　落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ　入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
エ　入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2　入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
（1）熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目リース・レンタル（取扱業種 OA 機器類）に登録された者であること。
（2）（1）に掲げる入札参加資格を有する者で、競争入札参加資格確認申請書及び入札対象機種審査申請書を平成 17 年 11 月 7 日（月）午後 5 時までに提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けた者であること。
（3）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
（4）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
（5）６の（３）の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。

3　入札参加資格を得るための申請方法等
（1）申請の方法
２に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、３の（２）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に

限る。）により提出すること。

（２）入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館２階）
郵便番号　862-8570　熊本市水前寺六丁目18番１号
電話　096-383-1111　内線6350

（３）入札参加資格審査申請書の受付期間
平成17年10月24日（月）から平成17年10月28日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

４　競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

（１）提出期間
平成17年10月31日（月）から平成17年11月7日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

（２）提出場所
５に記載のとおり

（３）提出方法
５に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

（４）入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。

５　契約条項を示す場所
熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム開発係（熊本県警察本部庁舎4階）
郵便番号　862-8610　熊本市水前寺六丁目18番１号
電話番号　096-381-2048

６　入札手続等

（１）入札に関する事務を担当する部局の名称
５に記載のとおり

（２）入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア　交付期間
平成17年10月24日（月）から平成17年11月4日（金）までの日（県の休日を除く。）午前8時30分から午後5時までとする。
イ　交付場所
５に記載のとおり

（３）入札及び開札の日時及び場所
ア　日時　平成17年11月11日（金）午後2時から
イ　場所　熊本市水前寺六丁目18番１号
熊本県警察本部庁舎4階　OA研修室

（４）入札書の提出方法
６の（３）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、５に記載の場所に平成17年11月10日（木）までに必着するように郵送（書留郵便に限る。）すること。

７　その他

（１）入札、契約手続き等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。

（２）入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった1月当たりの額に借入期間月数（60月）を乗じた額の100分の5以上の金額を６の（３）記載の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア　入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ　入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

（３）無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア　入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ　委任状を提出しない代理人のした入札
ウ　所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ　記名押印を欠く入札
オ　金額を訂正した入札
カ　誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ　明らかに連合によると認められる入札

ク　同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ケ　2以上の意思表示をした入札
コ　民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ　その他入札に関する条件に違反した入札
（４）　落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
（５）　最低制限価格
無
（６）　契約の締結
ア　契約書作成の要否
要
イ　契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
ウ　落札者からの契約締結の申出期間
落札者決定の日から7日以内とする。
（７）　契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1月当たりの賃貸料）に借入期間月数（60月）を乗じた額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア　契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ　契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
（８）　その他詳細は入札説明書による。

熊本県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年10月24日
熊本県教育委員会委員長　岡　畑　　寛

熊本県教育委員会規則第20号

熊本県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則（平成13年熊本県教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式、別記第4号様式、別記第4号の2様式及び別記第4号の3様式中
「　この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。」を
「　この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。」に
改める。

別記第11号様式中
「　また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。」を
「　また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。」に
改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年10月24日
熊本県教育委員会委員長　岡　畑　　寛

熊本県教育委員会規則第21号

熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則（平成13年熊本県教育委員

会規則第24号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式及び別記第4号様式中

「　この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。」を

「　この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。」に

改める。

別記第8号様式中

「　また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。」を

「　また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。」に

改める。

別記第11号様式、別記第12号様式、別記第13号の6様式、別記第13号の7様式、別記第20号様式及び別記第21号様式中

「　この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。」を

「　この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。」に

改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県教育委員会告示第11号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続きに関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年10月24日

熊本県教育委員会委員長　岡　畑　　寛

1　調達する特定役務の名称及び数量

（1）　教育用コンピュータ　　250セット

（2）　プロジェクター　　10セット

（3）　その他周辺機器及びソフトウェア

2　契約に関する事務を担当する部局の名称・所在地

熊本県立教育センター

郵便番号　861-0543　熊本県山鹿市小原

電話番号　0968-44-6611

3　落札者を決定した日

平成17年9月7日

4　落札者の氏名・住所

NECリース株式会社　熊本支店

熊本市水道町8番6号

5　落札金額

2,203,950円（うち取引に係る消費税及び地方消費税104,950円）

6　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7　特例政令第6条に規定する公告を行った日

平成17年6月29日

発行所　熊　　本　　県
熊本市国府4丁目10－18

平成17年10月24日印刷
印刷所　秀　　巧　　社

平成17年10月24日発行
電話（代）096－286－2221番

古紙配合率100%